令和５年１月30日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に
関する対応方針について（情報提供）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和５年1月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を決定したことを受け、日本医師会より各種資料（厚生労働省コロナウイルス感染症対策推進本部作成分）が届きましたので情報提供いたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●厚生労働省通知等の概要（日本医師会通知より）

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において、「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられています。

・令和５年1月27日、厚生科学審議会感染症部会において「新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけるべき」との意見がとりまとまったことを踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけられることになりました。

・なお、位置づけの変更前に、改めて、感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施されるとのことです。

・また、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応が見直されます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）